

記 載 例

様式第六

捨印

変 更 届 書

業 務 の 種 別	薬局または店舗販売業の該当業種を記載		
許 可 番 号 及 び 年 月 日	第A〇〇〇〇〇〇号 ・ 平成〇〇年〇月〇日		
許可年月日は有効期間の始めの日付を記載して下さい。			
薬局、製造 所、営業所 又は店舗	名 称	〇〇薬局	
	所在地	〇〇市〇〇 △-△-△	
許可証のとおりに記載して下さい。			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	※記載例は別紙参照		
変 更 年 月 日	平 成	年	月 日
変更の事実が生じた日			
備 考			

上記により、変更の届出をします。

平成 年 月 日

届出日を記載して下さい。
諸事情で届出期日を超えて提出する場合は、遅延理由書の添付が必要です。

住 所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

法人の場合は登記された本社の所在地、名称及び代表者の氏名を記載して下さい。
変更があった場合は、変更後の内容を記載して下さい。

TEL () 年 月 日生

奈良県知事

殿

法人の場合は登記された代表者の印鑑を押して下さい。

印

変更事項の記載例

別紙

① 開設者（販売業者）の氏名（名称）の変更

変更内容	事項	変更前	変更後
		開設者の名称	株式会社 ○○
変更年月日		年 月 日	



登記年月日ではなく、事実の発生日を記載

② 開設者（販売業者）の住所の変更

変更内容	事項	変更前	変更後
		法人の主たる事務所の所在地	奈良市法蓮町 7 5 7
変更年月日		年 月 日	



登記年月日ではなく、事実の発生日を記載

③ 業務を行う役員の変更

変更内容	事項	変更前	変更後
		業務役員	○○ ○○（代表取締役） ×× ×× △△ △△
変更年月日		年 月 日	
備考		新役員は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第5条第1項第3号のイ～へのいずれにも該当しない。	



登記年月日ではなく、事実の発生日を記載



新たな業務役員を生じた場合は、備考欄に上記のように記載するか、この内容を誓約書として、法人登記印を押印の上、添付して下さい。

④ 薬剤師・登録販売者等の有資格者の変更（異動、退職、採用等による）

	事項	変更前	変更後
変更内容	薬剤師	〇〇 〇〇（管理） ×× ××	〇〇 〇〇（管理） ×× ×× △△ △△
	※管理薬剤師（店舗管理者）を含め、変更前後の有資格者全員の氏名を記載するか、「別紙のとおり」と記載し、別紙（勤務表でも可）を添付して下さい。		
変更年月日		年 月 日	
備考	△△ △△の資格を証する書類、使用関係を証する書類は、H23.6の許可番号（A*****）に係る変更届に添付済みのため省略 		

省略書類がある場合は、備考欄にその旨を記載して下さい。

⑤ 薬剤師・登録販売者等の有資格者の氏名変更

	事項	変更前	変更後
変更内容	薬剤師の氏名	（変更前の氏名）	（変更後の氏名）
	変更年月日	年 月 日	 事実の発生日を記載

- * 薬剤師の氏名（改姓等）・本籍地都道府県名の変更は、別途、名簿訂正申請が必要です。
- * 登録販売者の氏名（改姓等）・本籍地都道府県名の変更は、別途、登録事項変更届が必要です。
- * 薬剤師免許証、販売従事登録証は、別途申請により書換できます（有料）。

⑥ 管理者の住所変更

	事項	変更前	変更後
変更内容	管理者の住所	奈良市法蓮町757	奈良市登大路町30
	変更年月日	年 月 日	 事実の発生日を記載

⑦ 薬剤師・登録販売者の週当たりの勤務時間数の変更

	事項	変更前	変更後
変更内容	薬剤師の週当たりの勤務時間数	勤務表①	勤務表②
	※週当たりの勤務時間数の変更の場合は、上記のように記載し、変更前後の勤務表を添付して下さい。		

⑧ 営業日・営業時間の変更

	事項	変更前	変更後
変更内容	営業日・営業時間	月～金：9:00～19:30 土：9:00～13:30 日・祝：休み	月～金：9:00～20:30 土：9:00～14:30 日・祝：休み

* 年末年始や、お盆などを除く通常の営業日時について記載して下さい。

また、休業日についても記載して下さい。

* 薬局については、薬局機能情報の変更手続きが別途必要です。

⑨ 構造設備の主要部分の変更

	事項	変更前	変更後
変更内容	構造設備	別紙①	別紙②

* 別紙①、②として、変更前後の店舗平面図等を添付して下さい。

* 薬局の場合は、開設許可申請で提出した【構造設備の概要】、【設備器具の一覧表】に変更を生じた場合は、これらの書類も併せて提出して下さい。

★変更内容によっては、廃止・新規手続きや不備部分の改造措置が必要となる場合がありますので、必ず計画変更が可能な段階でFAX又は来庁により事前相談をお願いします。

⑩ 特定販売関係

1. 実施の有無

	事項	変更前	変更後
変更内容	特定販売の実施	なし	あり

* 新たに特定販売をする場合は、別紙「特定販売を行う場合」の様式について該当部分を記載し、添付して下さい。

2. 使用する通信手段

変更内容	事項	変更前	変更後
	特定販売を行う際に使用する通信手段	電話	電話 ダイレクトメール

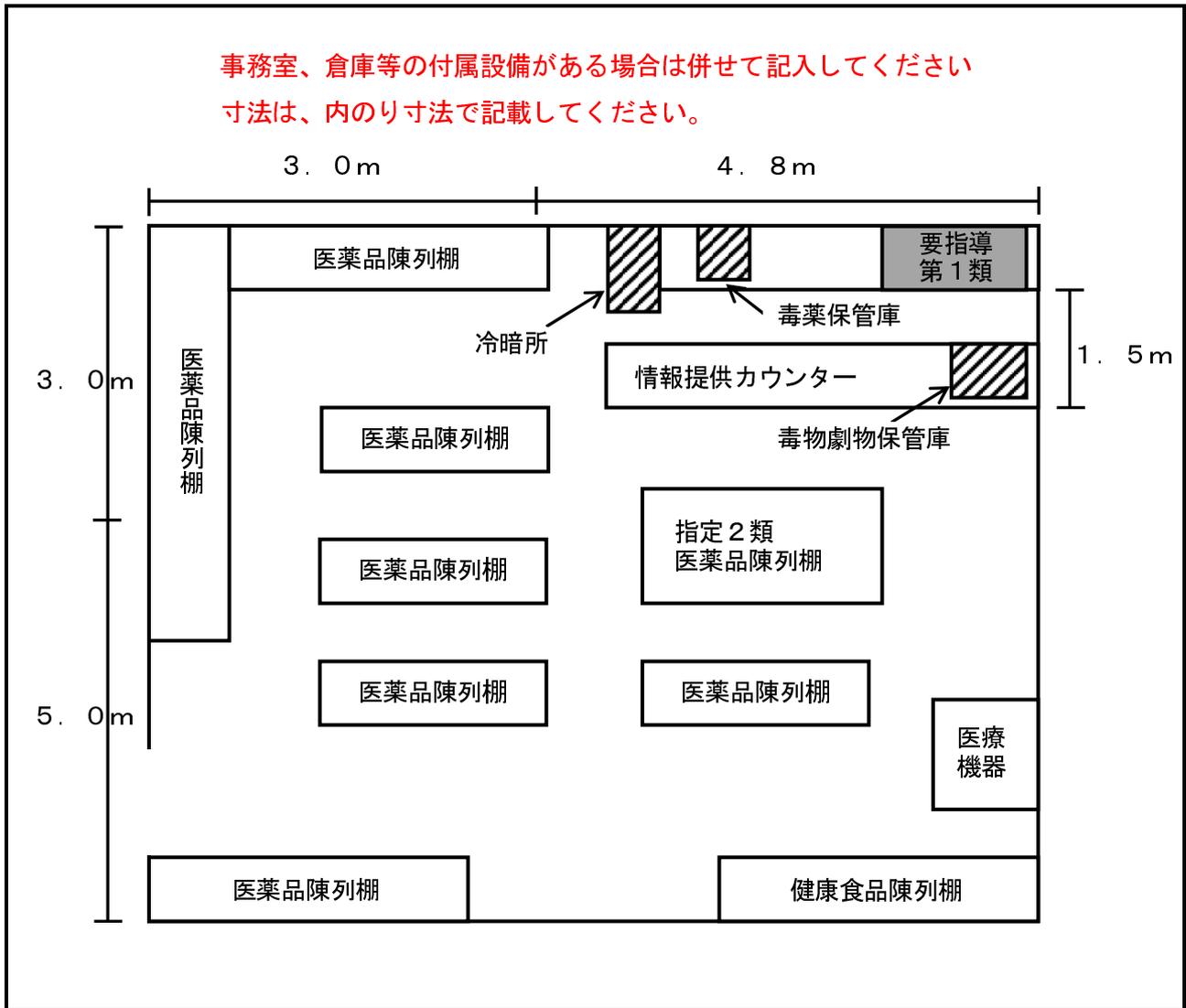
* 上記の様に記載いただくか、「別紙のとおり」と記載し、「特定販売を行う場合」の様式の該当箇所を記載したものを変更前と変更後の2種類作成したものを添付して下さい。

3. 特定販売を行う医薬品の区分

変更内容	事項	変更前	変更後
	特定販売を行う医薬品の区分	第3類医薬品	指定第2類医薬品 第2類医薬品 第3類医薬品

* 上記の様に記載いただくか、「別紙のとおり」と記載し、「特定販売を行う場合」の様式の該当箇所を記載したものを変更前と変更後の2種類作成したものを添付して下さい。

店 舗 平 面 図



【設備】	1. 採光	蛍光灯	W	個	電灯	W	個
2. 鍵の設備	縦	cm × 横	cm × 奥行	cm			
3. 冷暗所	縦	cm × 横	cm × 奥行	cm			
4. 毒物劇物貯蔵設備の構造	材質						
	縦	cm × 横	cm × 奥行	cm			

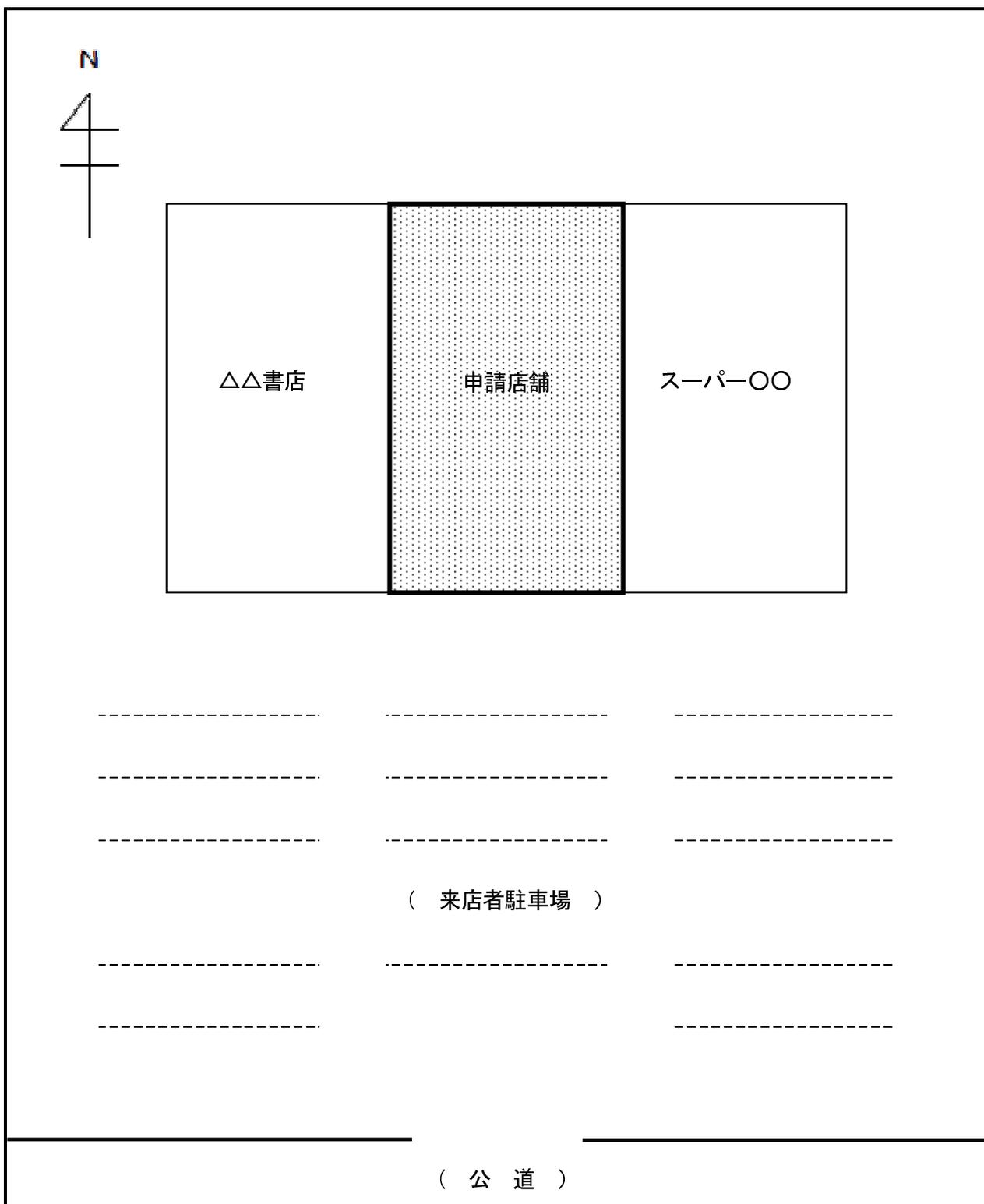


- 2は、毒薬を取扱わない場合は、申請書表紙の備考欄にその旨を記載すれば、設置不要。
- 3は、冷暗貯蔵の医薬品を取扱わない場合は、申請書表紙の備考欄にその旨を記載すれば、設置不要。
- 4は、毒物劇物を取扱う場合のみ設置が必要。販売にあたっては、別途、登録申請が必要。

(記載上の注意)

- 1 申請店舗について、調剤室、医薬品・医療機器・毒物劇物等、当該店舗で取り扱う商品の陳列保管場所、施錠箇所、冷暗保存設備の設置位置を明示すること。
なお調剤室内は、冷暗貯蔵設備、調剤台、毒薬庫、給排水設備等必要な設備を記入すること。
- 2 面積算定ができるよう、内のり寸法をメートル単位で記入する。
- 3 記載に代えて別紙を添付する場合は、A4又はA3の用紙とすること。

店舗敷地内の建物の配置図



(記載上の注意)

1 店舗と同一敷地内にある全ての建物（住居、店舗等）、敷地に接する公道、駐車場及び方角を記入すること。

(例：店舗が建物の一画の場合は、その建物全体の見取図を書くこと。)

2 建物が高層の場合は、店舗の所在階数を明記し、同一フロアについて記入すること。

3 記載に代えて別紙を添付する場合は、A 4 又はA 3 の用紙とすること。

【共通様式3】

店舗の所在地略図（付近見取図）

所在地	
店舗の電話番号	電話設置前の場合は、設置後に薬務課薬事・献血係迄ご連絡下さい。 薬事・献血係TEL：0742-27-8670
その他の連絡方法	FAX、本社の電話番号があれば記載

（記載上の注意）

- 1 最寄り駅、幹線道路等からの詳細な経路が分かるよう記入すること。
- 2 店舗駐車場がある場合は、併せて記入すること。
- 3 記載に代えて別紙を添付する場合は、A4又はA3の用紙とすること。

他の申請・届出の添付書類として薬務課に提出済みであって、発行後3ヶ月以内の場合、省略可能です。

診 断 書

氏 名	申請者（法人にあっては業務担当役員）について記載			男・女	
生年月日	年	月	日	年 齢	才
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。</p> <p>1. 精神機能の障害（□にチェックを付けて下さい）</p> <p><input type="checkbox"/> 明らかに該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要</p> <p>（専門家による判断が必要な場合において、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に記載して下さい。（注1））</p> <p>法人の業務担当役員については、当該申請店舗で業務に従事しない場合に限り、法人代表者による誓約書（共通様式6）の提出に代えても結構です。</p> <p>2. 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者でない。</p>					
診断年月日	平成	年	月	日	
<p>病院、診療所又は介護老人保健施設等の</p> <p>名 称</p> <p>所在地</p> <p>T e l () (注2)</p> <p>医師の氏名 印</p>					

（記載上の注意）

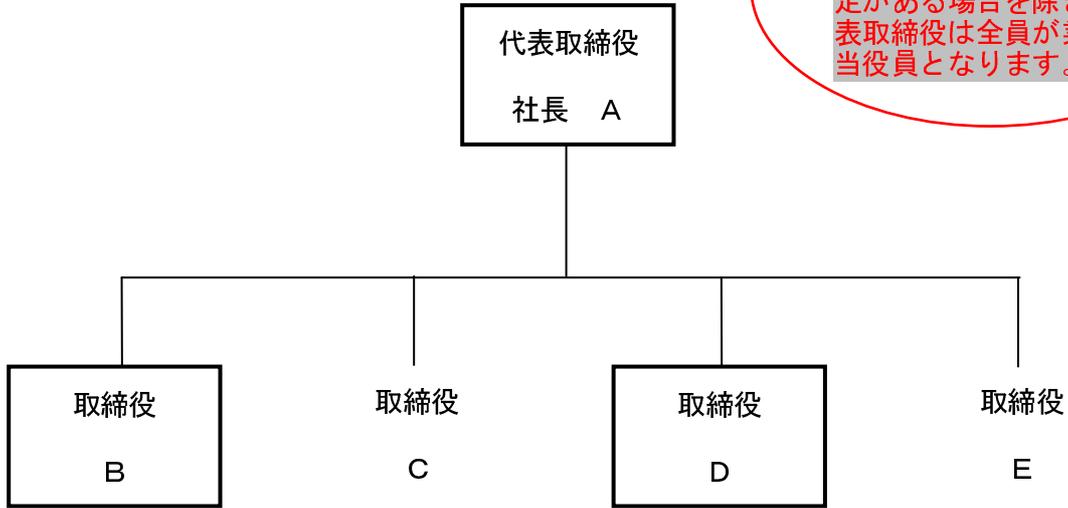
- 1 精神機能の障害の程度・内容により、許可（登録、免許、指定、届出）された業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを、専門家の意見を聞いて判断しますので具体的にお書き下さい。
- 2 必要に応じて、診断書を作成した医師から精神機能の障害の程度・内容をお聞きする場合がありますので、電話番号は必ず記載して下さい。

【共通様式5】

組織規定図

他の申請・届出の添付書類として直近3ヶ月以内に薬務課に提出済みであって、その内容に変更がない場合、省略可能です。

薬事業務を担当する役員を太枠で囲んで下さい。定款に業務担当役員の規定がある場合を除き、代表取締役は全員が業務担当役員となります。



当社の組織規定図は、上記のとおりであり、当該許可に係る業務を行う役員は、

の者であることを証明します。

平成 年 月 日

法人の主たる事務所の所在地

法人の登記された代表者の印鑑を押して下さい。

法人の名称及び代表者の氏名

印

奈良県知事 殿

(記載上の注意)

- ・ 登記事項証明書に記載されている取締役役員全員を記載し、代表取締役及び当該申請に係る業務を担当する役員については、でその役職及び氏名を囲み明示すること。
- ・ 登記された法人代表者印を押印すること。

誓約書

他の申請・届出の添付書類として直近3ヶ月以内に薬務課に提出済みであって、その内容に変更がない場合、省略可能です。

申請店舗で業務に従事しない業務役員について、診断書に代えて誓約書を提出する場合のみ使用します。

私は、下記の者が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第5条第3号イ～へに該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

法人の主たる事務所の所在地

法人の登記された代表者の印鑑を押して下さい。

法人の名称及び代表者の氏名

印

奈良県知事 殿

記

業務役員の住所



組織規定図で□を付した業務担当役員について必要事項を記載。但し、当該店舗で業務に従事する役員については、診断書が必要です。

業務役員の氏名

(生年月日 年 月 日生)

業務役員の住所



住所は定款に記載された内容と整合していること。

業務役員の氏名

(生年月日 年 月 日生)

業務役員の住所

業務役員の氏名

(生年月日 年 月 日生)

(記載上の注意)

- 1 当該申請店舗において実地に業務を行う役員については、この誓約書を提出しても無効であり、診断書が必要である。
- 2 登記された法人代表者印を押印すること。

使用関係を証する書類

既に他の申請・届出の添付書類として薬務課に提出済みであって、その内容に変更がない場合は省略可能です。

事業主 住所

氏名

法人の場合は、登記された代表者の印鑑を押して下さい。

印

従事者 住所

氏名

印

1 期間 平成 年 月 日から

現地調査日以前が望ましい

2 勤務方法

① 時間

9時30分から22時30分まで
(シフト制 月40時間勤務)

労働基準法等に抵触しないか予め確認して下さい。

② 休日

3 給与

月額
時給

1,700円

月額又は時給を○で囲む

土日・20時以降は時給2,000円

4 業務

薬局管理者 ・ 店舗管理者 (薬剤師 ・ 登録販売者)

営業所管理者 (薬剤師 ・ 薬剤師以外の者)

区域管理者 (薬剤師 ・ 登録販売者)

医療機器営業所管理者 ・ 毒物劇物取扱責任者

その他の薬剤師 ・ その他の登録販売者

5 その他

担当する業務を○で囲む
兼務も可能

平成 年 月 日

【勤務方法について】

- ・勤務時間が固定の場合はその時間帯を記載して下さい。
- ・店舗の営業時間が長く、従事者がシフト制で勤務する場合は、勤務する可能性のある時間帯を記載し、下段に()でシフト制である旨、及び週あたりの勤務時間を記載して下さい。
- ・薬局管理者、店舗管理者、営業所管理者は、常勤で、かつ1週間あたりの勤務時間が32時間以上確保されていることが必要です。

※登録販売者用

業務従事証明書

捨印

奈良県知事

殿

※法人の場合は、登記された代表者の印鑑を押してください。店長印や個人印の押印は不可。

年 月 日

薬局開設者又は医薬品販売業者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

奈良市法蓮町757

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

株式会社〇〇薬局 代表取締役 平城 遷都

証明担当部署の直通電話番号を記入

(連絡先電話番号: 0742-xx-oooo)

管理者氏名 吉野 桜子

(薬剤師・登録販売者)

下記の者の業務は、以下のとおりであることを証明します。

管理者の資格に〇印をし、管理者の個人印を押印。

氏名	薬務 太郎 (生年月日 昭和60年12月24日)
住所	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良ハイツ301
薬局、店舗又は配置販売業の名称	〇〇薬局 法蓮町店
許可番号及び年月日	第A09901号 平成21年3月4日
薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域	奈良市法蓮〇〇-△ (配置販売業の場合は、「〇〇県一円」としてください。)
備考	

1. 実務期間 平成25年1月15日 ~ 平成27年6月14日 (2年0月間)

このうち、要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局等において業務に従事した期間

平成25年1月15日 ~ 平成27年6月14日 (2年0月間)

2. 業務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた業務に該当する□にレを記入)

- 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務
- 一般用医薬品の販売時の情報提供業務
- 一般用医薬品に関する相談対応業務
- 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務
- 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務
- 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

内容を確認し、□にレを記入してください。

3. 業務時間 (該当する□にレ点を記入)

上記1の期間の全ての月にわたり、上記2の業務に1か月に合計80時間以上従事した。

4. 研修の受講 (受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

平成27年4月1日 〇〇研修 登録販売者の関係法規に関する研修 (6時間)

平成27年4月2日 □□研修 一般用医薬品の知識に関する研修 (6時間)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書で明瞭に書く。
- 3 この証明に関する勤務簿の写しまたはこれに準ずるものを添付する。
- 4 業務の従事期間が2年以上である登録販売者について証明する場合は、「2. 業務内容」を「登録販売者として行った業務に該当する□にレを記入と読み替える。
- 5 業種が配置販売業の場合は、勤務店舗等の所在地は「(都道府県名) 一円」と記載すること。

※一般従事者用

実務従事証明書

捨印

奈良県知事

殿

※法人の場合は、登記された代表者の印鑑を押してください。店長印や個人印の押印は不可。

年 月 日

薬局開設者又は医薬品販売業者

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

奈良市法蓮町757

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

株式会社〇〇薬局 代表取締役 平城 遷都

(連絡先電話番号: 0742-XXXX-XXXX)

証明担当部署の直通電話番号を記入

管理者氏名 吉野 桜子

(薬剤師・登録販売者)

下記の者の実務は、以下のとおりであることを証明します

管理者の資格に〇印をし、管理者の個人印を押印。

氏名	薬務 太郎 (生年月日 昭和60年12月24日)
住所	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良ハイツ301
薬局、店舗又は配置販売業の名称	〇〇薬局 法蓮町店
許可番号及び年月日	第A09901号 平成21年3月4日
薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域	奈良市法蓮町〇〇-△ (配置販売業の場合は「〇〇県一円」としてください。)
備考	

1. 実務期間 平成25年1月15日 ~ 平成27年6月14日 (2年0月間)

2. 実務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた実務に該当する□にレを記入)

- 主に一般用医薬品の販売等の直接の実務
- 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
- 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
- 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる実務
- 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する実務
- 一般用医薬品の陳列や広告に関する実務

内容を確認し、□にレを記入してください。

3. 実務時間 (該当する□にレ点を記入)

- 上記1の期間の全ての月にわたり、上記2の実務に1か月に合計80時間以上従事した。

4. 研修の受講 (受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

平成27年4月1日 〇〇研修 登録販売者の関係法規に関する研修 (6時間)

平成27年4月2日 □□研修 一般用医薬品の知識に関する研修 (6時間)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書で明瞭に書く。
- 3 この証明に関する勤務簿の写しまたはこれに準ずるものを添付する。
- 4 業種が配置販売業の場合は、勤務店舗等の所在地は「(都道府県名)一円」と記載すること。

勤務状況報告書

奈良県知事 殿

※法人の場合は、登記された代表者の印鑑を押してください。店長印や個人印の押印は不可。

薬局開設者又は医薬品販売業者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

奈良市法蓮町757

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇薬局 代表取締役 平城 遷都

㊟

氏名	平城 遷都	(生年月日 昭和60年12月24日)
----	-------	--------------------

上記の者の勤務状況について、下記の通り報告します。

なお、本証明に係る根拠については、求めがあれば提出します。

平成 25 年 1 月 15 日 ~ 平成 27 年 6 月 14 日分（過去5年間）の勤務状況

従事期間（1ヶ月単位）	従事日数	勤務時間	従事期間（1ヶ月単位）	従事日数	勤務時間
平成 25 年 1 月 15 日 ~ 2 月 14 日	21 日間	89時間45分	平成 26 年 6 月 15 日 ~ 7 月 14 日	18 日間	82時間30分
平成 25 年 2 月 15 日 ~ 3 月 14 日	18 日間	82時間50分	平成 26 年 7 月 15 日 ~ 8 月 14 日	19 日間	84時間15分
平成 25 年 3 月 15 日 ~ 4 月 14 日	19 日間	84時間15分	平成 26 年 8 月 15 日 ~ 9 月 14 日	20 日間	87時間00分
平成 25 年 4 月 15 日 ~ 5 月 14 日	20 日間	87時間00分	平成 26 年 9 月 15 日 ~ 10 月 14 日	20 日間	87時間00分
平成 25 年 5 月 15 日 ~ 6 月 14 日	17 日間	82時間00分	平成 26 年 10 月 15 日 ~ 11 月 14 日	17 日間	82時間00分
平成 25 年 6 月 15 日 ~ 7 月 14 日	16 日間	81時間00分	平成 26 年 11 月 15 日 ~ 12 月 14 日	16 日間	81時間00分
平成 25 年 7 月 15 日 ~ 8 月 14 日	21 日間	89時間45分	平成 26 年 12 月 15 日 ~ 1 月 14 日	18 日間	82時間30分
平成 25 年 8 月 15 日 ~ 9 月 14 日	18 日間	82時間30分	平成 27 年 1 月 15 日 ~ 2 月 14 日	19 日間	84時間15分
平成 25 年 9 月 15 日 ~ 10 月 14 日	19 日間	84時間15分	平成 27 年 2 月 15 日 ~ 3 月 14 日	20 日間	87時間00分
平成 25 年 10 月 15 日 ~ 11 月 14 日	20 日間	87時間00分	平成 27 年 3 月 15 日 ~ 4 月 14 日	21 日間	89時間45分
平成 25 年 11 月 15 日 ~ 12 月 14 日	17 日間	82時間00分	平成 27 年 4 月 15 日 ~ 5 月 14 日	18 日間	82時間30分
平成 25 年 12 月 15 日 ~ 1 月 14 日	16 日間	81時間00分	平成 27 年 5 月 15 日 ~ 6 月 14 日	19 日間	84時間15分

根拠とした書類（該当する項目に○を付けてください。）

勤務簿写し ・ 出勤簿 ・ タイムカード ・ 賃金台帳

その他（※具体的に記載してください）

※月の中日から翌月の前日までを1ヶ月単位としてもよい。

※証明書1枚ごとに対応する期間の勤務状況報告書を添付すること。

※本報告書に虚偽があった場合、および報告書の確認のため根拠としたものの提出を求めた際に、提出できない場合は、証明書が無効となりますので注意してください。

**※インターネット、電話、カタログ、ダイレクトメール等を利用して医薬品を通信販売する場合に、記載し提出すること。
 特定販売を行う場合**

<p>特定販売を行う際に使用する通信手段</p>	<p>インターネット・電話・カタログ・ダイレクトメール 折込みチラシ・雑誌広告 その他（ ）</p>
<p>特定販売を行う医薬品の区分</p>	<p>第1類医薬品・指定第2類医薬品・第2類医薬品 第3類医薬品・薬局製造販売医薬品 インターネット、電話・カタログ、ダイレクトメール等を利用して通信販売する医薬品の区分を○で囲む</p>
<p>特定販売のみを行う時間がある場合はその時間</p>	<p>月～金 19:00～21:00 特定販売のみを行う時間とは、閉店後インターネット等で受信した注文内容を薬剤師や登録販売者が確認した時点から運送業者等に医薬品を引き渡せる状態にするまでの時間をいい、夜間にメールやFAXで単に注文のみを受け付ける時間は含まれない。</p>
<p>特定販売のみを行う時間がある場合は適切な監督に必要な設備の概要</p>	<p>・画像等をパソコン等によりリアルタイムで電送できる設備（デジタルカメラ+電子メール+電話） ・その他（ ） 特定販売のみを行う時間がある場合に、都道府県等が特定販売の実施方法に関し適切に監督する観点から、画像又は映像をパソコン等により都道府県等の求めに応じて直ちに電送できる設備を記載</p>
<p>特定販売の広告に正式名称と異なる名称を表示する場合はその名称</p>	<p>許可を受けている薬局名と異なる名称を、インターネット上やカタログ等に表示する場合に記載</p>
<p>主たるホームページアドレス（いわゆるトップページのアドレス）（複数ある場合は全て）</p>	
<p>主たるホームページの構成の概要 カタログ販売の概要</p>	<p>医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付のこと カタログ販売の場合はそのカタログを添付のこと ホームページ等に表示すべき事項とは、 ・薬局（店舗）の管理及び運営に関する事項 ・要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 ・薬局（店舗）の主要な外観の写真 ・一般用医薬品の陳列の状況を示す写真 ・現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名 ・開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合は、その開店時間及び特定販売を行う時間 ・特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限</p>